

<p>事例項目</p>	<p>業務委託契約と労働者派遣契約の認識について <窓口業務の委託契約に対する改善・中止の是正指導></p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成19(2007)年4月</p>
<p>担当課</p>	<p>水道局 総務課 水道局 お客さまセンター</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成19(2007)年4月1日、水道局お客さまセンターの窓口業務の委託化を行った。 ②10月17日、業務担当職員から「業務上、職員が請負業者に指揮命令しており、偽装請負にあたるのではないか」という問題提起があった。 ③平成20(2008)年1月31日、契約担当の総務課職員及び業務担当のお客さまセンター職員が、請負契約の適正化に関して労働局に相談を行った。 ④2月8日、労働局による状況調査が行われた。 ⑤3月18日、労働局から「当該業務委託契約は、業務の明確な区分がなく、請負事業者自らで業務が遂行されていないため、労働者に対する業務遂行方法に関する指示その他の管理について請負事業者自らで行われていない。従って、当該業務委託契約は実態労働者派遣に該当するものであり、速やかに契約を改善又は中止すること」との是正指導を受けた。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・平成20(2008)年4月1日、関係法令及び労働局からの是正指導の内容を検討した結果、業務仕様書を一部変更し、当該業務の契約形態を業務委託契約から労働者派遣契約に変更した。</p>
<p>発生原因</p>	<p>・関係法令の認識が不十分であった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>・業務委託を発注する際には、関係法令の熟知及び遵守を徹底する。</p>